

令和 6 年 5 月 30 日現在

機関番号：33910

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01798

研究課題名(和文) 金融資産の認識中止に関する会計基準の設定根拠の研究

研究課題名(英文) Research on the basis for settings accounting standards for derecognition of financial assets

研究代表者

威知 謙豪 (Takechi, Norihide)

中部大学・経営情報学部・准教授

研究者番号：00517295

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、米国会計基準、英国会計基準、国際財務報告基準、わが国会計基準を対象として、金融資産の認識中止に関する会計基準の設定根拠について長期的・横断的な観点から考察した。その上で、金融資産の認識中止に関する会計基準の基礎となる考え方を「リスクと経済価値の移転や、資産から生じる経済価値を獲得し他者のアクセスを制限する能力の有無」とするか、「支配の喪失」とするかという観点と、「金融資産の一部分の譲渡に関する制限の有無」という2つの観点から、各会計基準設定主体が公表した討議資料、公開草案、会計基準を類型化し、1980年代後半の検討開始時期から2023年3月現在までに生じた変化の経路を特定した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、金融資産の認識中止に関する各会計基準の設定根拠を、一次資料および一次資料に相当する資料・文献を用いて、1980年代後半の検討開始時期から2023年3月現在までの長期的かつ横断的な観点から検討した点にある。そして、金融資産の認識中止の基礎となる考え方と金融資産の一部分の譲渡に関する制限について、その変化の経路を特定したことにある。設定根拠とその変化の経路を特定したことは、わが国会計基準設定主体や会計情報利用者・作成者が金融資産の認識中止に関する会計基準の再検討を必要とした際の「拠り所」となるという点で社会的意義がある。

研究成果の概要(英文)：This study examines the basis for setting accounting standards related to the derecognition of financial assets from a long-term and cross-sectional perspective, focusing on U.S. GAAP, U.K. GAAP, IFRS, and Japanese GAAP. I then classify the discussion papers, exposure drafts, and accounting standards published by each standard-setting body from the perspectives of whether the fundamental concept is based on "the transfer of risks and rewards or the ability to obtain rewards from the asset and restrict others' access" or "loss of control," and whether there are restrictions on the transfer of portions of financial assets. Furthermore, I identify the changes in the path of these standards from the initiation of discussions in the late 1980s to the present as of March 2023.

研究分野：会計学

キーワード：認識中止 認識の中止 オフバランス化 消滅の認識 金融資産 スク・経済価値アプローチ 財務構成要素アプローチ 証券化

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

企業会計基準委員会は、2009年から2013年にかけて、金融資産の認識中止に関する会計基準の改訂に向けた検討を実施し、従来の「財務構成要素アプローチ」から、「リスク・経済価値」と「支配」、「継続的関与」といった複数の考え方に基づく判断基準への差し替えを検討した。この背景には、米国財務会計基準審議会（FASB）や国際会計基準審議会（IASB）が2007年のサブプライム危機とそれに続く世界金融危機を受けて金融資産の認識中止に関する会計基準の改訂を行ったことがある。

加えて、IASBは2018年3月に公表した改訂版の概念フレームワークにおいて資産の認識中止に関する項目を新設しており、FASBは資産の認識中止に言及した概念フレームワークの公開草案を2022年11月に公表している。このように、金融資産の認識中止に関する会計基準は、各会計基準設定主体における重要な検討項目の1つとなっている。

本研究は、米国会計基準、英国会計基準、国際財務報告基準およびわが国会計基準を対象として、各会計基準設定主体がどのような根拠で基準を設定したのかという点と、現行の会計基準に至る変化の経路を分析する。

2. 研究の目的

本研究の目的は、米国会計基準、英国会計基準、国際財務報告基準およびわが国会計基準における金融資産の認識中止に関する会計基準の設定根拠を明らかにすること、および、各会計基準設定主体が公表した討議資料、公開草案、基準書を類型化し、現行の金融資産の認識中止に関する各会計基準の変化の経路を示すことにある。その上で、これらの考察を基に、わが国における金融資産の認識中止に関する会計基準の今後の方向性について言及する。

3. 研究の方法

会計基準の設定にあたり、各会計基準設定主体は公開草案の公表以前の期間に討議のための複数の文書を作成することを規定している。これらの文書は、その後の審議にあたっての基本的な方向性を示すものである。したがって、各会計基準設定主体が金融資産の認識中止に関する会計基準の基礎となる特定の考え方を採用した根拠を考察するためには、公開草案公表から確定版の基準書の公表までの期間の審議内容ではなく、審議議題とされた時点から公開草案公表までの期間の審議内容を中心とした検討が必要となる。

本研究では、各会計基準設定主体が公開草案の公表以前に作成した討議用の文書、公開草案、確定版の基準書といった1次資料（当時は非公開であった議事録等の資料を含む）と、会計基準設定に関与した当事者による著書や論文、会計専門誌の記事等の2次資料に依拠して、各会計基準設定主体による金融資産の認識中止に関する会計基準の設定をめぐる検討内容を整理し、各会計基準設定主体が金融資産の認識中止に関する会計基準について特定の考え方を提案・採用した根拠について考察する。加えて、各会計基準設定主体が公表した金融資産の認識中止に関する会計基準を一定の枠組みの下で類型化し、この分類に基づいて、現行の各会計基準に至る変化の経路を特定する。検討対象とした期間は、1980年代後半から2023年3月末までの約40年間である。

4. 研究成果

本研究では、当時は非公開であった議事録などの一次資料に基づいて、米国会計基準、英国会計基準、国際財務報告基準およびわが国会計基準における金融資産の認識中止に関する会計基準の設定根拠について考察した。その上で、金融資産の認識中止に関する会計基準の基礎となる考え方を「リスクと経済価値の移転や、資産から生じる経済価値を獲得し他者のアクセスを制限する能力の有無」とするか、あるいは「支配の喪失」とするかという観点と、「金融資産の一部の譲渡に関する制限の有無」という2つの観点から、各会計基準設定主体が公表した討議資料、公開草案、会計基準を類型化し、1980年代後半の検討開始時期から2023年3月現在までに生じた変化の経路を特定した。

〔図1〕および〔図2〕に示すとおり、金融資産の認識中止に関する会計基準の基礎となる考え方について、「リスクと経済価値の移転」や「資産から生じる経済価値を獲得し、他者のアクセスを制限する能力の有無」、あるいは「支配の喪失」のいずれが有力な考え方であるか否かについて、1980年代後半の検討当初の時点から各会計基準間での相違があり、また、特定の会計

基準設定主体においてもその検討過程で数度にわたり変更がなされており、結果として、現時点においても国際的合意の形成には至っていない。特に、わが国会計基準についていえば、企業会計基準委員会は、サブプライム危機を契機として行われた IASB と FASB による金融資産の認識中止に関する会計基準のコンバージェンスに向けた検討内容を踏まえて断続的に検討を行ったものの、1999 年金融商品意見書の金融資産の認識中止に関する規定（以前の米国会計基準である SFAS 第 125 号、SFAS 第 140 号に相当する会計基準）を現行の会計基準（企業会計基準第 10 号）として変更なく用いている。

ただし、FASB は、サブプライム危機前の時点で国際財務報告基準（具体的には 2003 年 IAS 第 39 号）とのコンバージェンスを進めることを理由の 1 つとして金融資産の一部分の譲渡に関する制限を設けることを提案し、2009 年 SFAS 第 140 号（現在の ASC860）において、金融資産の一部分の譲渡に関する制限を設けている。すなわち、金融資産の一部分の譲渡に関する制限の有無という点については、米国会計基準による IFRS への接近という国際的な方向性が示されたといえる。したがって、わが国の金融資産の認識中止に関する会計基準の今後の方向性としては、金融資産の一部分の譲渡に関する制限を設けるという方針の採用に向けた検討が必要である。

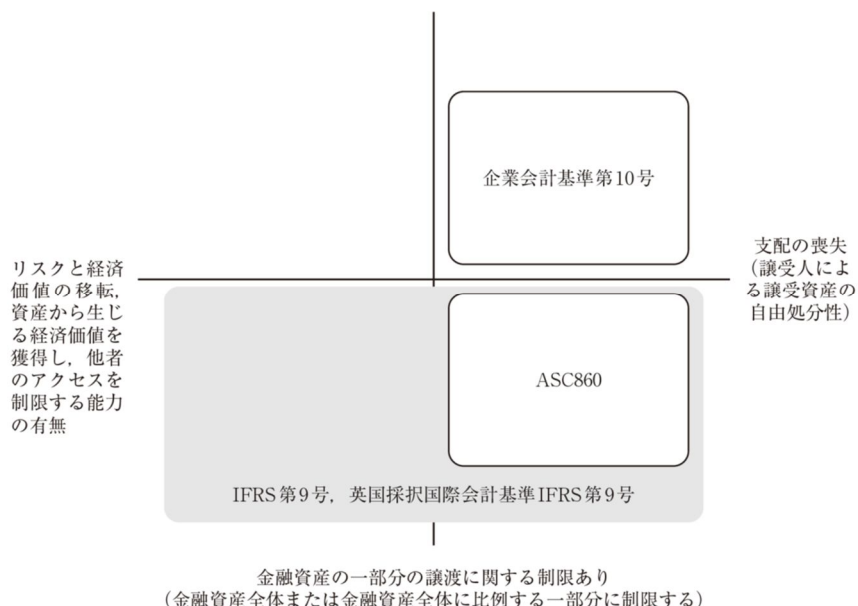
〔図 1〕分類結果の全体像

金融資産の一部分の譲渡に関する制限なし



〔図 2〕分類結果の全体像（現行会計基準のみ）

金融資産の一部分の譲渡に関する制限なし



5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 威知謙豪	4. 巻 801
2. 論文標題 金融資産の認識中止に関するわが国会計基準の見直しに向けた検討内容の考察	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 会計・監査ジャーナル	6. 最初と最後の頁 76-82
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 威知謙豪	4. 巻 5
2. 論文標題 IASB金融商品プロジェクトにおける金融資産の認識中止に関する会計基準をめぐる初期の審議内容からみた「リスクと経済価値の移転」規準の設定根拠	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 産業経済探求	6. 最初と最後の頁 1-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 威知謙豪	4. 巻 4
2. 論文標題 米国会計基準における金融資産の認識中止に関する会計基準の設定根拠 証券化プロジェクト発足当初の検討内容を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 産業経済探求	6. 最初と最後の頁 1-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 威知謙豪	4. 巻 37
2. 論文標題 英国会計基準における資産の認識中止に関する会計基準 「リスク・経済価値」規準と「結合表示」の導入根拠	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 経営情報学部論集	6. 最初と最後の頁 35-58
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 威知謙豪
2. 発表標題 金融資産の認識中止に関する会計基準の類型化とわが国会計基準の今後の方向性
3. 学会等名 日本会計研究学会第149回中部部会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 威知謙豪	4. 発行年 2023年
2. 出版社 同文館出版	5. 総ページ数 340
3. 書名 金融資産の認識中止に関する会計基準 設定根拠と変化の経路	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------